

○内閣府令第八十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の十九第三項、第二十四条の十二第三項、第三十四条の十六第二項及び第四十五条第二項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年九月十六日

内閣総理大臣 石破 茂

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令
(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正)
第一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改 正 後		改 正 前	
（入所した者及び職員の健康診断） 第十二条 「略」 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断又は健康診断（母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診断をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であつて、当該健康診断等がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。		（入所した者及び職員の健康診断） 第十二条 「同上」 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。	
児童が通学する学校における健康診断 「略」 乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に 対する健康診断 入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、 定期の健康診断又は臨時の健康診断		「同上」 児童が通学する学校における健康診断 「同上」 「項を加える。」	
〔3・4 略〕 （設備の基準） 第十九条 乳児院（乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。）の設備の基準は、次のとおりとする。 「一、三 略」		〔3・4 同上〕 （設備の基準） 第十九条 乳児院（乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）十人未満を入所させる乳児院を除く。）の設備の基準は、次のとおりとする。 「一、三 同上」	
備考 表中の「」の記載は注記である。			

（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改 正 後		改 正 前	
（健康管理） 第三十三条 「略」 2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断又は健康診断（母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診断をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であつて、当該健康診断等がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。		（健康管理） 第三十三条 「同上」 2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。	

[illegible]

(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正)
第四条 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
(利用乳幼児及び職員の健康診断) 第十七条 〔略〕 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であつて、当該健康診断等がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。		(利用乳幼児及び職員の健康診断) 第十七条 〔同上〕 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。	
〔3・4 略〕		〔3・4 同上〕	

備考 表中の「」の記載は注記である。					
<table><tr><td>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</td><td>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td></tr><tr><td>乳幼児に対する健康診査</td><td>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr></table>		児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断	乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断				
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断				

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。